

様式第3（第2条関係）

年度 後期高齢者医療保険料額決定（変更）通知書

年 月 日

愛知県後期高齢者医療広域連合長

年度分の後期高齢者医療保険料額を決定（変更）しましたので通知します。

被保険者氏名				被保険者番号		
決定（変更）年月日				【決定（変更）保険料額】		
決定（変更）理由					年度分の後期高齢者医療保険料額 円	

【保険料算定の基礎】

	①賦課のもととなる所得金額（円）	②所得割率（%）	③所得割額（円） ①×②（12か月分）	④均等割額（円） (12か月分)	⑤算出額（円） ③+④	⑥限度超過額（円）
変更前						
決定（変更後）						
	⑦所得割軽減額（円） (12か月分)	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額（円） (12か月分)	⑨年保険料額（円） ⑤-⑥-⑦-⑧	月数	⑩月割減額（円）
変更前						
決定（変更後）						

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

	⑪均等割額（円） (12か月分)	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額（円） (12か月分)	⑬年保険料額（円） ⑪-⑫	月数	⑭月割減額（円）
変更前						
決定（変更後）						

◎賦課の根拠等については裏面をご覧ください。

年度 後期高齢者医療保険料納入決定（変更）通知書

後期高齢者医療保険料の期別保険料額等を決定（変更）しましたので通知します。

高浜市長

年 月 日

被保険者氏名		納期（月）		変更前保険料（円）		変更後保険料（円）		普通徴収の納期限
		特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	
被保険者番号								
通知書番号								
生年月日								
納入すべき保険料額	円							

【これまでの徴収方法等】

徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

【これからの中止方法等】

徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

納期（月）	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	普通徴収の納期限
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
計							差引増減額
合計							

特別徴収・・・年金天引
普通徴収・・・納付書納付または口座振替

※翌年度の4月、6月、8月の特別徴収額は、本年度2月の特別徴収額と同額になります。

年度仮徴収額（円）
4月
6月
8月

※普通徴収で、口座振替での納付を申込みされた方は、次の口座から振替させていただきます。

金融機関
種別
口座番号
名義人

◎徴収の根拠等については裏面をご覧ください。

〔後期高齢者医療保険料賦課の根拠等について〕

1. 賦課の根拠

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき後期高齢者医療制度の被保険者に対して賦課されたものです。

2. 保険料の算定方法

保険料額	=	均等割額	+	所得割額

3. 保険料の軽減

下記①～②の条件に該当される方は、保険料が軽減されます。

①均等割額の軽減

軽減割合	
割軽減	
割軽減	
割軽減	

②被用者保険※の被扶養者であった方

被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、資格取得後2年間均等割額が 割軽減されます。

ただし、「均等割額の軽減」にも該当される方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

※被用者保険・・・協会けんぽ・健康保険組合・船員組合・共済組合の公的医療保険の総称。

(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません。)

4. 審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県の後期高齢者医療審査会（電話 ）に対して審査請求することができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、愛知県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

問い合わせ先

愛知県後期高齢者医療広域連合

〔後期高齢者医療保険料徴収の根拠等について〕

1. 徴収の根拠

後期高齢者医療の被保険者資格を有する者に対して愛知県後期高齢者医療広域連合が賦課決定した保険料額に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律及び高浜市後期高齢者医療に関する条例の規定により徴収します。

2. 連帯納付義務

世帯主は、当該世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務があります。また、配偶者の方は、被保険者である他方の配偶者の保険料を連帯して納付する義務があります。

3. 納付方法

保険料の納付方法について、年間 円以上の公的年金を受給している方は年金から特別徴収されます。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の1回あたりの合計額が1回あたりの年金支給額の2分の1を超えた場合に加算した割合とし、年7.3%の割合に満たない場合は、年7.3%の割合に満たない場合は、納付書や口座振替で直接納めていただく普通徴収となります。

4. 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6%（納期限の翌日から3か月間は、年7.3%）の場合（各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（延滞金特例基準割合）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額で納めてください。ただし、法律の定めるところにより、割合等が改正される場合があります。

5. 審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県後期高齢者医療審査会に対して審査請求することができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。

この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、保険料の賦課については愛知県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、愛知県後期高齢者医療広域連合長）又は保険料の徴収方法については、市を被告（代表者は、市長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

連絡先

高浜市役所

電話